

阿賀野市議会議長交際費の支出及び公表に関する要綱

令和6年3月18日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、阿賀野市議会議長等が議会を代表して行う交際に必要な経費（以下「議長交際費」という。）の適正な支出を図るため、その支出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 議長交際費は、次の区分に基づいて支出することができるものとする。この場合において、その支出金額は、社会通念上、妥当と認められる範囲内で支出するものとする。

- (1) 祝儀 記念式典、総会、行事等へのお祝いに係る支出
- (2) 会費 記念式典、総会、行事等への参加に係る支出
- (3) 弔慰 市政関係者等に対する香典に係る支出
- (4) 賛助金 公益性が認められる各種団体等が行う事業に係る支出
- (5) 贈答 議会運営上必要な相手への贈答に係る支出
- (6) その他

(支出基準)

第3条 前条に規定する支出区分に対応する支出基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(公表)

第4条 支出基準に基づく議長交際費の執行状況については、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出日（支出原因の発生日）
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、個人情報等の保護の必要があると認められる場合は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部を公表しないことができる。

(公表の時期)

第5条 議長交際費の公表は、前年度分を翌年度5月末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第6条 議長交際費の公表の方法は、阿賀野市のホームページに掲載すると

もに、議会事務局において閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年議会訓令第1号）

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係、第 3 条関係）

区 分	内 容	基 準 額
祝儀	各種団体等の会議、懇親会、式典、大会等正副議長及び所管の常任委員会委員長宛ての案内文書を受けた行事の出席に伴う祝金、寄付金等に要する経費	原則として 10,000 円以内
会費	各種団体等の会議、懇親会、式典、大会等正副議長及び所管の常任委員会委員長宛ての案内文書を受けた行事の出席に伴う会費または会費相当分に要する経費（2 人まで）	会費金額が明示されている場合はその額。ただし、明示されていない場合は、原則として 1 人 5,000 円を目安とする。
弔慰	葬儀等における香典に要する経費	弔慰金については、別表第 2 による。
賛助金	各種団体等が行う公共的又は公益的な活動で、その趣旨、目的に賛同できるものに係る支出。ただし、市が補助を行っている団体等へは支出しないものとする。	社会通念上、妥当と認められる範囲内で実費
贈答	議会活動上必要な訪問、陳情等の際の贈答品及び各委員会が行政視察する際の土産等	社会通念上、妥当と認められる範囲内で実費
その他	上記に規定するもののほか、議会運営上特に議長が必要と認める経費	社会通念上、妥当と認められる範囲内で実費

別表第 2（第 3 条関係）

弔慰金支出基準

項 目		金 額
市長	現職	10,000 円
	元職	議長が必要と認めるときは、10,000 円以内で議長が認める額
副市長（助役）	現職	10,000 円
	元職	議長が必要と認めるときは、10,000 円以内で議長が認める額

収入役	元職	議長が必要と認めるときは、１０，０００円以内で議長が認める額
教育長	現職	１０，０００円
	元職	議長が必要と認めるときは、１０，０００円以内で議長が認める額
農業委員会委員、監査委員	現職	議長が必要と認めるときは、１０，０００円以内で議長が認める額
その他議長が特に必要と認めた者		議長が必要と認めるときは、１０，０００円以内で議長が認める額